



## 郡上市子ども読書活動推進計画（第2次）

2015年6月

郡上市

# みんな！もっと本を読もうよ！！

読書は、子どもたちが言葉を学び、読解力、想像力、表現力を高めるとともに知性や感性を豊かなものにしてくれます。まさに「心の栄養」と言われる所以でしょう。しかし近年は、テレビやインターネット、携帯電話など様々な情報メディアの発達による知識情報獲得手段の変化、また家庭用ゲーム機の普及もあり、子どもたちの読書離れが進んでいます。



こうした中、平成13年に「子ども読書活動の推進に関する法律」が制定され、国や地方公共団体が子どもの読書環境を整備する取組みを進めていくことになり、本市においても、この法律に基づき、子どもたちが進んで読書習慣を身につけていけるよう平成22年に第1次の「郡上市子ども読書活動推進計画～本とともにだち～子どもが本と出会うまちづくりをめざして」を策定しました。この計画に基づき、ブックスタート事業や図書館での各種講座、学校図書館におけるデータ化や司書配置、また移動図書館などさまざまな事業を行ってまいりました。多くのボランティアのみなさんによる読み聞かせ等の活動も行われております。今後も更に子どもたちが読書に親しめる機会をつくり、読書しやすい環境を整えるため、家庭や学校、公立図書館などが連携しながら子どもの読書活動を推進するため、第2次の「郡上市子ども読書活動推進計画 読もう！つなごう！ひろげよう！」を策定しました。

この計画では、新たに家読（うちどく）の推進を掲げております。家族で読書をする空間を作り子どもといっしょに活字離れ読書離れが進んでいる大人の皆さんも、多いに読書に親しんでいただけるように願っております。

結びに、この子ども読書活動推進計画の策定に際し、貴重なご意見やご助言を賜りました策定委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成27年6月

郡上市長

日置敏明

## 目 次

第1次計画の検証 .....	1
第2次計画	
1. 計画の趣旨 .....	6
2. 基本目標 .....	7
3. 子どもの読書活動推進のための方策	
(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進 .....	8
(2) 幼稚園・保育園における子どもの読書活動の推進 .....	10
(3) 学校における子どもの読書活動の推進 .....	11
(4) 公共図書館における子どもの読書活動の推進 .....	13
(5) 関係機関の連携と行政の役割 .....	15
参考資料	
(1) 子どもの読書環境についてのアンケート集計結果.....	16
(2) 移動図書館貸し出し冊数（小学校） .....	18
(3) 努力目標.....	18
(4) 子どもの読書活動の推進に関する法整備等の歩み.....	19

## 第1次郡上市子ども読書活動推進計画の検証

郡上市では、平成22年7月に、5年間の計画として、第1次の郡上市子ども読書推進計画を策定しました。この計画に基づき、計画期間中に進めた取り組みとその成果について、また、残された課題、新たに見つめられた課題について次のとおり検証しました。

### 第1次基本目標

「本とともにだち ～子どもが本と出会うまちづくりをめざして～」

### 第1次基本方針

1. 子どもが読書に親しむ機会の提供
2. 子どもが読書しやすい環境の整備
3. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

### 第1次で掲げた方策に対する実績と第2次へ向けた考え方

#### (1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

##### ①保健センター等に絵本を設置

乳幼児健診会場や保健センターに本と本棚を配布し文庫を設置しました。公立病院の小児科にも「安心子ども基金文庫を設置しました。

⇒公民館、子育て支援センター等への絵本設置（持ち寄り文庫からスタート）

## ②啓発リーフレット、お勧め本リストの作成・配布

お勧め本リストは、乳幼児・園児・小学生・中高生向けの4種を作成・配布しました。  
また、「郡上市子ども読書活動推進計画一本とともだち」（ダイジェスト版）を全世帯に配布しました。

⇒継続

## ③親子読書のすすめ

ブックスタート（※1）会場で読み聞かせの大切さを、個々に伝えました。

⇒家読（うちどく＝家庭読書）のすすめ

## ④地域の読書活動団体（文庫・ボランティア等）への支援

読み聞かせボランティアに選書のアドバイスや子どもの読書に関する情報の提供を行いました。

⇒継続

## ⑤ノーテレビ・ノーゲームデーの実施

※（1）～（5）全ての分野における共通事項）

各家庭に対して啓発を行い、家庭ごとに行える程度（内容）を決めて個々に実施されました。

⇒毎週〇曜日は、もしくは毎月〇〇日の夜はテレビを見ないゲームをしないなど、メディアとどうかかわるかのルール作りが必要です。家読と併せて推進して行きます。

## （2）幼稚園・保育園における子どもの読書活動の推進

### ①幼稚園・保育園の読書環境の整備

全保育園に本と本棚を配布し「安心子ども基金文庫」を設置しました。

⇒継続。

### ②職員研修の充実 ③幼稚園教諭・保育士による読書の普及

園単位での組織的な研修は困難でした。

⇒幼稚園教諭と保育士による読書の普及と併せ、職員研修の充実と読書活動の啓発を行う必要有り。

### ④保護者に絵本の良さを知ってもらう機会の提供

家庭教育学級で読み聞かせの実演と講話を行いました。

⇒継続。

## （3）学校における子どもの読書活動の推進

### ①学校図書館司書等の配置の検討

学校司書を4地区に5名配置し、学校図書館が活性化しました。

⇒増員

## ②蔵書の充実

H21・22年度小中学校に臨時予算で充実を図りました。また、H22年度に、2つの高校と9つの中学校へ朝読用図書とブックトラックを配布しました。

⇒継続

## ③学校図書館の情報化

資料のデータベース化が完了し、パソコンでの貸出・返却が行えるようになり貸出冊数も増加しました。

⇒終了

## ④教職員による読書指導

朝読を始め、読書をする時間を設けるなど、読書について指導しました。

⇒継続

## ⑤職員研修の充実

図書館利用指導研修を白鳥地域で実施しました。

⇒継続

## ⑥図書館ボランティアの活用

約100名のボランティア登録者が、読み聞かせや学校貸出を行っています。

⇒継続

## ⑦市図書館の活用

18小学校で移動図書館を実施しました。

⇒継続

## (4) 公共図書館における子どもの読書活動の推進

### ①職員体制の充実

県図書館をはじめとする館外研修会への参加とその報告を兼ねた館内研修を実施しました。

⇒継続

### ②資料の充実

H22年度に国の補助金を受けて臨時予算で資料の充実を図りました。児童書の冊数は101,475冊から115,164冊となり、所蔵冊数に占める児童書の割合は40.8%から44.4%に増加しました。

⇒継続

③団体貸出制度の充実

学校、園、クラス毎の貸し出しが増加しました。

⇒継続

④移動図書館サービスの拡充

貸出総数は 69,294 冊で、平成 22 年の約 2.5 倍となり、全貸出冊数の約 20%を占めました。

⇒継続

⑤おはなしボランティアのネットワークづくり

7グループと1個人が7地域で活動しました。

⇒継続

⑥おはなし会、ブックトーク等の実施

本館・やまと分室では毎週土曜日、分館とその他4分室では月1回実施しました。ブックトークは小中学校で30回ほど実施しました。

⇒継続

⑦乳幼児サービスの充実

ブックスタートは八幡・白鳥の2会場で12回実施しました。

⇒継続

⑧ヤングアダルトコーナーの充実

YA（ヤングアダルト）通信の隔月発行を行いました。

⇒継続

⑨障がいのある子どもたちへのサービス

要請に応じてその都度協力を行いました。

⇒支援の強化を図る

⑩その他

たかす分室を子どもが利用しやすい集落の中心部へ移転しました。

（5）関係機関の連携と行政の役割

①幼稚園・保育園と市図書館との連携

11の幼稚園・保育園が、団体貸出や読み聞かせなどで図書館を利用しました。

⇒継続

②小・中学校図書館部会・学校教育課・市図書館の連携

次のとおり研修等を行いました。

学校図書館・公共図書館連絡会（8月）  
 白鳥地域転入職員の図書館利用指導研修（8月 本館）  
 学校司書研修（月1回 本館）  
 学校司書、公共図書館の研修会に参加  
 学校に向け、市図書館新着図書を紹介（電子版 Gネットで隔月配信）  
 ⇒継続

③他の部署との連携による市図書館の館外サービスの充実

市民に対して次のとおり行政サービスを行いました  
 子育て支援センター（健康福祉部）広報誌で図書館行事を案内  
 子育て支援フェスティバルで図書館の案内と読み聞かせの実施  
 ケーブルテレビ（情報課）で絵本の紹介（毎日3回放映）  
 ブックスタート事業は乳幼児健診（健康福祉部）会場で実施  
 ⇒継続

掲げた努力目標と達成状況

目標項目	2010年	2013年	2015年	現状
市図書館の児童書蔵書冊数 （12歳以下の子ども1人あたり）	18.6冊	22冊	24冊	24.9冊
市図書館の年間貸出冊数 （12歳以下の子ども1人あたり）	21.3冊	24冊	26冊	26.5冊
分館的機能を持つ地域施設数	1館5室	1館5室	1館5室	1館5室
朝読書を実施している学校	93%	100%	100%	100%
図書標準を達成している学校	77%	90%	100%	100%
司書教諭として図書館に携わる 平均時間数（時間/週）	1.3時間	2時間	2.5時間	2.5時間
学校図書館司書等（準ずる職員） の配置学校	0%	100%	100%	50%
学校図書館の電算化	0%	50%	100%	100%

以上の第1次計画に対する検証結果、また子どもの読書の実態を調査したアンケートを踏まえ、第2次の計画を策定しました。



## 第2次郡上市子ども読書活動推進計画

### 1. 計画の趣旨

「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるための力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境整備を推進していくことは極めて重要である」として、平成13年12月に【子どもの読書活動の推進に関する法律】が施行されました。

この法律に基づき、国や岐阜県でも、それぞれ「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月 第三次計画）、「岐阜県子どもの読書活動推進計画」（平成27年3月 第三次計画）が策定され、国・県を挙げての読書推進が展開されています。

また、平成17年には【文字・活字文化振興法】が成立し、平成19年の【学校教育法】の改正では、普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されました。さらに平成26年には【学校図書館法の一部を改正する法律】が公布され、学校司書が初めて法律上に位置づけられることになりました。

郡上市では、平成22年7月に「郡上市子ども読書活動推進計画」を策定し、これまで学校図書館の充実や、学校における朝読書の普及、移動図書館の利用、学校・保育園等への団体貸出の充実、ボランティアによるおはなし会の開催、担当各課が連携して行うブックスタート事業など、さまざまな取組みを行い子どもの読書は確実に広まってきています。しかし、依然として年齢が上がるにつれて読書離れが顕著になる傾向は改善されておらず、継続して取り組むべき課題があります。

このため、前計画における事業の課題を検証し、「第2次郡上市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、郡上市のすべての子どもたちが乳幼児期から「本と出会い、本に親しみ、本を知り、本で学び、本で考え」、進んで読書習慣を身につけていけるよう、行政はもとより、家庭・地域・学校・図書館及び関係団体が、一層協力し、連携を深め、読書活動の機会提供と環境整備に取り組んでいきます。

### 計画の実施期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

また、郡上市図書館協議会において、年1回計画の実施状況についての確認を行います。

## 2. 基本目標

### 基本目標

「読もう！ つなごう！ ひろげよう！」

- ・読もう 子どもが読書を楽しみ、本を読むよう働きかけます
- ・つなごう 家庭・学校・図書館・公民館等が連携して、読書活動を進めます。
- ・ひろげよう 読み聞かせ等の読書活動について、保護者や地域へひろげます。

### 基本方針

#### 1. 家庭・地域・園・学校・図書館・行政が手を携えた社会全体での取り組みの推進

子どもが読書に親しむ機会の充実のため、家庭・地域・園・学校・図書館・行政がそれぞれ担うべき役割を果たし、連携・協力するよう努めます。

#### 2. 子どもの読書を支える環境の整備

子どもが自主的に読書するためには

- ・いつでも どこでも 本が読める場
- ・読みたい本に出会える 豊富な資料
- ・子どもに本を手渡す 専門的職員

が不可欠です。これら読書環境の整備に努めます。

#### 3. 子どもの読書活動に関する意義の普及

子どもの自主的な読書活動を進めるためには、まずは保護者、教師、保育者等子どもに身近なおとなが読書活動に理解と関心を深めることが大切です。子どもを取りまくおとなを含めた社会全体で、子どもの読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。

### 3. 子どもの読書活動推進のための方策

#### (1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭は初めて子どもが本と出会う場であり、子どもの身近に本があることは、環境づくりの基本です。子どもは人が話したり、自分に話しかけられているのを聞いたりして、話すことに興味を持つようになります。このように家族の成員が読書を楽しんだり、子どもに読んで聞かせたりするかどうか子どもが子どもの読書人生に大きく影響します。絵本は子どもにとって読書の入口です。このため、家庭での読み聞かせや、おとなが子どもと一緒に本を読むなど、読書をともに楽しむ環境づくりも必要です。

#### 目標

- ①家庭での読書習慣の形成
- ②地域の読書活動団体への支援
- ③子育て支援の一環としての読書の位置付け

#### 方策

- ①公民館、子育て支援センター等に絵本を設置

子育ての一環、または遊びの延長として、本との出会いの場を広げます。

- ②啓発リーフレット、絵本リストの作成・配布

保護者に読書の大切さを理解してもらい、図書館の利用を促すためのリーフレットや、おすすめ絵本のリストを作成し、保護者に向けた子どもの読書活動の啓発に努めます。

- ③家読（うちどく）のすすめ

ブックスタート（※1）会場で、読み聞かせの大切さを個々に伝えるとともに、家庭において、家族で読書をする時間を共有し、読んだ本について話し合ったりする楽しさと、読書によってもたらされる心豊かなひとときを、親子で分かち合うことの大切さを伝えていきます（＝家読）。また、家読におすすめの本をケーブルテレビ等で紹介します。

この家読は第1次計画で掲げたノーテレビ・ノーゲームデー（※2）の実施と併せて各家庭において取り組めるよう啓発に努めます。また、子どもへのプレゼントは、ゲームではなく本を贈ることを推奨します。

- ④地域の読書活動団体（文庫・ボランティア等）への支援

子どもの読書に関する情報の提供や、活動場所の提供などの支援を行います。

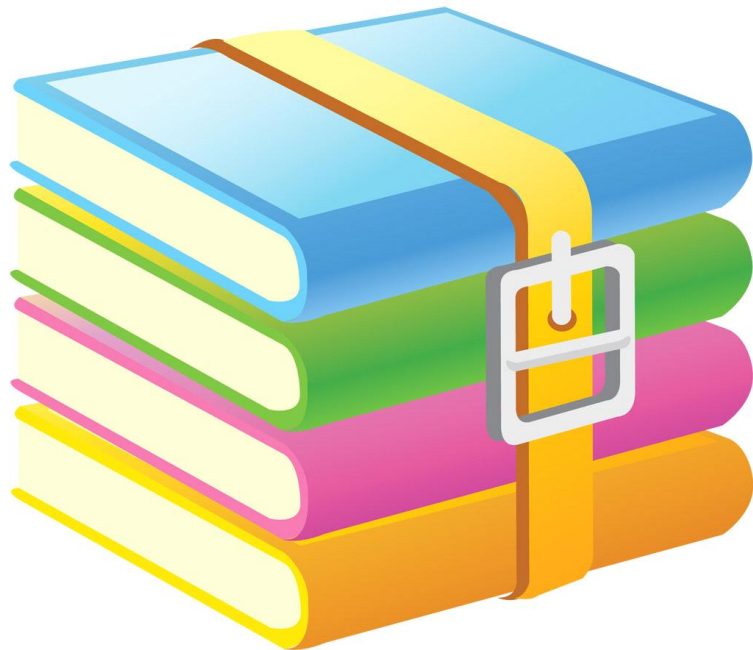
#### ※1 ブックスタート

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心触れ合うひとときをもつきっかけをつくる活動です。地域に生まれた赤ちゃんが集まる0歳児健診を主な会場に、図書館員、

保健師、ボランティアなどが活動に携わります。

※2 ノーテレビ・ノーゲームデー

情報メディアから離れ、親子の触れ合いを深める日として推進します。



## (2) 幼稚園・保育園における子どもの読書活動の推進

子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うのが幼稚園・保育園です。ことばを使ってコミュニケーションする力や、ものを考える力が育ち、自分なりのイメージを頭の中に描いて、絵本を楽しめるようになってきます。生活体験やあそび体験を土台に自ら絵本の世界に入り、心あそばせることができる力が育ってくるのです。園での読書体験が家庭での読書に広がることが期待されます。

### 目標

- ①幼稚園・保育園の読書環境の整備・充実
- ②幼稚園教諭・保育士の読書への理解の促進
- ③読書の重要性について家庭に向けての啓発

### 方策

#### ①幼稚園・保育園の読書環境の整備

絵本の蔵書数、蔵書内容、読書に集中できる図書コーナー設置など、環境の充実を呼びかけるとともに、市図書館の団体貸出制度を案内するなど、子どもたちが絵本に接する機会を増やします。

#### ②職員研修の充実と読書活動の啓発

読書の重要性を理解し、知識を深めてもらうための学習会や、読み聞かせについての手法を学ぶための研修会を実施し、子どもたちに絵本の楽しさが伝わるように啓発していきます。

#### ③保護者に絵本の良さを知ってもらう機会の提供

保護者に、読み聞かせや絵本の良さを知ってもらえるよう、園の要請に応じ、図書館司書を派遣したり、啓発のための資料を作成したりします。

#### ④ノーテレビ・ノーゲームデーの実施

園ぐるみでの実施に取り組みます。

### (3) 学校における子どもの読書活動の推進

児童・生徒の一番身近にあって活用できるのが学校図書館です。児童・生徒の主体的な学習を支え、また自由な読書を保障する機関として、学校図書館の役割はますます重要性を増しています。2003年4月以降、12学級以上の小・中学校に司書教諭（※3）の配置が義務付けられていますが、郡上市では該当する小・中学校はわずか数校です。教育を支援する学校図書館がその機能を十分に発揮するには専任の職員が必要です。専任の職員が常駐することで「図書館資料を収集し、整理し、及び保存しこれを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成する」（学校図書館法第2条）という学校図書館の目的を果たすことができます。

#### 目標

- ①学校司書の配置
- ②学校図書館の資料の充実
- ③教職員の読書推進・研修
- ④市図書館・ボランティアの活用

#### 方策

##### ①学校図書館司書等（※4）の配置の検討

学校図書館の活性化を図るため、専任職員の増員を目指します。（H27年度2人増員、H28年度3人増員）

##### ②蔵書の充実

図書標準冊数（※5）より年間の増加冊数を導き、新鮮な資料の確保に努めます。

##### ③教職員による読書指導

全職員が自ら読書に親しみ、様々な機会を捉え、朝読書や、読み聞かせなどの読書活動を推進します。

##### ④職員研修の充実

図書館利用指導研修を実施します。

ブックトーク（※6）や、読み聞かせの研修を実施します。

##### ⑤図書館ボランティアの活用

読み聞かせや、本の修理などに図書館ボランティアを活用し、その資質向上を図るとともに、子どもの読書活動に関わる取り組みに協力してもらえ体制づくりに努めます。

## ⑥市図書館の活用

市図書館が学校で児童・生徒個々に貸出をする移動図書館の積極的な活用に努めます。また、在校中に市図書館を利用する習慣の芽づくりを行います。

## ⑦ノーテレビ・ノーゲームデーの実施

学校ぐるみでの実施に取り組みます。

### ※3 司書教諭

学校図書館においてその専門的な職務を担当する教員のことです。学校図書館法が改正され、平成15年4月1日から全国の12学級以上のすべての学校に司書教諭を置くことが義務づけられています。

### ※4 学校図書館司書

法令上の職名ではありませんが、司書教諭と連携・協力し、学校図書館に関わる職務を担当する職員のことです。

### ※5 学校の図書標準冊数

文部省（当時）により、公立の義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校の規模に応じて設定された蔵書冊数のことです。

（例：小学校9学級では、6,520冊、中学校19学級では、13,920冊）

### ※6 ブックトーク

テーマに基づき何冊かの本を紹介し、本の面白さを伝えることです。聞き手にその本を読みたいという気持ちを起させるものです。



## (4) 公共図書館における子どもの読書活動の推進

公共図書館は子どもたちにとって身近で利用しやすく、本と出会い読書の楽しさを体験できる場所です。

市図書館では、乳幼児健診会場で子どもにとっての読書の重要性と読書の基礎が乳幼児期にあることを親に伝える「ブックスタート事業」にはじまり、学校での授業に必要な資料の収集・提供、読書のきっかけづくりとなる「ブックトーク」、休み時間を利用した学校での個人貸出、教師を対象とした図書館の利用指導研修などの学校支援サービス、図書館に親しみを持つ機会づくりとしての「夏休み子ども教室」、成人式会場で新成人に手渡すおすすり本のリーフレット作成、といった様々なサービスをこれまで行ってきました。

今後は、これらのサービスの定着と発展・充実を目指していくことが重要な課題となります。

これらの児童サービス・青少年サービスを提供し続けるためには、職員が専門的知識・技能を修得するための研修が不可欠です。

### 目標

- ①児童サービス担当職員の充実と研修機会の確保
- ②蔵書の充実
- ③市内全域に等しく図書館サービスができるシステムの構築
- ④すべての子どもに読書の楽しさを伝える
- ⑤子どもにかかわるすべてのおとなの意識改革

### 方策

- ①職員体制の充実  
児童サービス担当職員の研修の機会を確保します。
- ②資料の充実  
学校等を支援するための資料を充実します。
- ③団体貸出制度の充実  
学校・幼稚園・保育園などへの長期貸出システムを確立します。
- ④移動図書館サービスの拡充  
学校へ出掛けての個人貸出しを拡充します。
- ⑤おはなしボランティアのネットワークづくり  
情報交換の場を増やし、研修の機会を確保します。



⑥おはなし会、ブックトーク等の実施  
館内外を問わず、積極的に行います。

⑦乳幼児サービスの充実

ブックスタート事業により、乳幼児期からの読書活動の重要性の啓発と子育て支援を進めます。

⑧ヤングアダルトコーナー（※7）の充実

中学生・高校生が気軽に利用できる雰囲気づくりに努めます。

⑨障がいのある子どもたちへのサービス

利用の条件を整備するとともに関係機関と連携を図り、特別支援学校等への支援を進めます。

**※7 ヤングアダルトコーナー**

児童でも成人でもない世代（12歳～18歳）を「ヤングアダルト」と呼び、図書館などでその世代向けの資料を揃えたコーナーのことです。



## (5) 関係機関の連携と行政の役割

この計画の推進にあたっては、郡上市全体の取り組みが不可欠であり、積極的な広報活動が必要です。

郡上市に育つすべての子どもたちの健やかな成長のために、関係する各機関・団体・子どもを取り巻くすべてのおとなたちが連携することが重要です。

### 目標

- ①市図書館を中心とする、子どもにかかわる関係機関・団体の連携

### 方策

- ①幼稚園・保育園と市図書館との連携  
連絡会の定期的な開催。
- ②小・中学校図書館部会・学校教育課・市図書館の連携  
連絡会・研修会の定期的な開催。
- ③公民館と市図書館との連携  
公民館における読み聞かせや読書会の開催。
- ④他の部署との連携による市図書館の館外サービスの充実  
おはなしボランティアの紹介や、団体貸出の活用。

## 参考資料

### (1) 子どもの読書環境についてのアンケート集計結果

＜家庭における子どもの読書環境について 幼稚園・保育園保護者＞

			H24.4	H26.1	H27.2
1	大人のあなた自身が読書に親しんでいますか。	はい	24%	22%	21%
		まあまあ	38%	39%	40%
		いいえ	37%	39%	39%
2	わが子に読み聞かせをしていますか。	はい	40%	38%	42%
		ときどき	51%	57%	50%
		いいえ	9%	5%	8%
3	家庭で新聞を購読していますか。	はい	61%	55%	51%
		いいえ	39%	45%	49%
4	公共図書館を利用していますか。	はい	設問 なし	68%	設問 なし
		いいえ		29%	
		今後利用するつもり		7%	
5	家庭で「ノーテレビ・ノーゲームデー」に取り組んでいますか	はい	25%	16%	17%
		いいえ	38%	29%	31%
		取り組んだことがある	22%	43%	39%
		今後取り組んでみようと思っている	15%	11%	13%

＜家庭における子どもの読書環境について 小学校・中学校保護者＞

			H21	H25	H27.2
1	大人のあなた自身が読書に親しんでいますか。	はい	48%	44%	45%
		いいえ	52%	56%	55%
2	家庭の中で読書する雰囲気や習慣がありますか。	はい	44%	45%	48%
		いいえ	56%	55%	52%
3	家庭で新聞を購読していますか。	はい	81%	71%	67%
		いいえ	19%	29%	33%
4	公共図書館を利用していますか。	はい	設問 なし	63%	設問 なし
		いいえ		33%	
		今後利用するつもり		4%	
5	家庭で「ノーテレビ・ノーゲームデー」に取り組んでいますか	はい	設問 なし	13%	14%
		いいえ		40%	34%
		取り組んだことがある		39%	42%
		今後取り組んでみようと思っている		8%	10%
6	わが子に読み聞かせをしていますか。(※対象：小学校1, 2年生の保護者)	はい	48%	47%	45%
		いいえ	52%	53%	55%

<幼稚園・保育園における子どもの読書環境について>

			H21.8	H26.1	H27.2
1	幼稚園・保育園は、絵本コーナーを設けていますか。	はい	100%	設問なし	設問なし
2	幼稚園・保育園は、絵本の読み聞かせをしていますか。	はい	100%		
3	保育園、幼稚園は子どもの読書や絵本について、職員が研修をしていますか。	はい	70%	76%	100%
		いいえ	30%	24%	0%
4	幼稚園・保育園は、子どもの成長に読書が大切なことを、保護者に啓発していますか。	はい	100%	100%	100%
5	保育園、幼稚園で「ノーテレビ・ノーゲームデー」に取り組んでいますか	はい	設問なし	41%	22%
		いいえ		24%	11%
		取り組んだことがある		24%	67%
		今後取り組んでみようと思っている		12%	0%

<学校等における子どもの読書環境について>

			H24.8	H27.2
1	学校は、「子どもの読書推進」に取り組んでいますか。	はい	設問なし	25校
		いいえ		0校
2	学校図書館の開館時間		設問なし	平均5時間35分
3	朝読書を実施していますか。	はい	設問なし	24校
		いいえ		1校
4	学校図書館の活用・活動状況について	よく活用されている	設問なし	18校
		変わらない		8校
		活用されていない		0校
5	「ノーテレビ・ノーゲームデー」に取り組んでいますか	はい	6校	9校
		いいえ	20校	10校
		取り組んだことがある	0校	0校
		今後取り組む予定	4校	1校

## (2) 移動図書館貸し出し冊数（小学校）

移動図書館実施館	貸出小学校	H25 貸出冊数
本館	石徹白・北濃・大中・那留・牛道	17,923 冊
はちまん分館	相生・川合・口明方・西和良	22,449 冊
やまと分室	大和南・大和北・大和第1北	11,871 冊
たかす分室	高鷲・高鷲北	6,253 冊
みなみ分室	吉田・三城	5,854 冊
めいほう分室	明宝	3,125 冊
わら分室	和良	1,814 冊

※移動図書館とは、図書館職員が本を持って学校へ出向き、子どもたちに直接個別貸出しを行うものです。平成25年度は、図書館に近い小学校（白鳥小、八幡小）また大和西小に対しては、移動図書館は実施していません。また、小川小学校については学校に対して年3回100冊ずつ本を預ける形をとっており、個別貸出冊数は把握していません。

## (3) 努力目標

郡上市の子ども読書活動が進められていく上で、2020年までに達成したい読書環境・読書活動の努力目標は以下のとおりです。

目標項目	2015年	2018年	2020年
市図書館の児童書蔵書冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	25冊	26冊	27冊
市図書館の年間貸出冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	27冊	27.5冊	28冊
分館的機能を持つ地域施設数	1館5室	1館5室	1館5室
朝読書を実施している学校	100%	100%	100%
図書標準を達成している学校	100%	100%	100%
司書教諭として図書館に携わる 平均時間数(時間/週)	2.5時間	2.5時間	2.5時間
学校図書館司書等(準ずる職員)の 配置学校	70%	100%	100%
家読(うちどく)を実施した家庭	20%	40%	70%

#### (4) 子どもの読書活動の推進に関する法整備等の歩み

平成5年3月	学校図書館図書標準の設定
平成5年～9年度	学校図書館整備5ヵ年計画(5年間で500億円を措置)
平成9年6月	司書教諭の養成・発令を促進するための学校図書館法の改正
平成10年3月	司書教諭講習規定の改正
平成11年8月	平成12年を「子ども読書年」とする衆参両院議決
平成11年12月	図書館法改正
平成12年	子ども読書年
平成12年5月	「国際子ども図書館」の開館
平成13年4月	「子どもゆめ基金」の創設
平成13年7月	「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示)
平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」成立(議員立法)
平成14年～18年度	学校図書館整備5ヵ年計画(年間130億円、5年間で650億円を措置)
平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(閣議決定)
平成15年4月～	学校図書館法施行(12学級以上の学校における司書教諭の必置化)
平成16年2月	文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」
平成16年3月	「岐阜県子どもの読書活動推進計画」 郡上市誕生
平成17年4月	しろとり図書館、子どもの読書活動の実践で文部科学大臣表彰受賞
平成17年7月	文字活字法制定
平成18年4月	牛道小学校、子どもの読書活動の実践で文部科学大臣表彰受賞
平成19年7月	学校教育法一部改正
平成19年～23年度	学校図書館整備5ヵ年計画(毎年200億円、5年間で1,000億円を措置)
平成20年3月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(国第二次計画)
平成20年6月	図書館法の改正, 国民読書年に関する決議
平成22年7月	郡上市子ども読書活動推進計画策定(第1次)
平成22年	国民読書年
平成24年12月	図書館の設置及び運営上の望ましい基準
平成25年5月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(国第三次計画)
平成26年6月	学校図書館法の一部を改正する法律の公布
平成27年1月	いちごばたけ(白鳥) 読み聞かせ活動で全国優良読書グループ読書推進運動協議会表彰

## 郡上市子ども読書活動推進計画策定委員

(五十音順)

氏名	職名(平成26年度現在)
井藤 一樹	郡上市図書館協議会長
兼山 吉枝	郡上市PTA 連合会 県P母親委員
鷺見 千賀子	郡上市図書館めいほう分室ボランティア
谷口 浩治	郡上市図書館協議会 小中学校校長代表
大野利恵子	郡上高等学校司書
野田 弘美	岐阜県立特別支援学校教諭
武藤 留美恵	北濃保育園 園長
山下 典子	大和北小学校教諭
山口 備子	吉田小学校教諭
小澤 久美子	子育て支援センター 主任主査
事務局	
熊田 一泰	郡上市教育委員会 学校教育課長
五味川 裕明	郡上市教育委員会 社会教育課長
畑中 純子	郡上市図書館長
兼定 準子	郡上市図書館 課長補佐
松島 浩生	郡上市教育委員会 社会教育課係長

### 郡上市子ども読書活動推進計画(第2次)

編集・発行 郡上市教育委員会 社会教育課  
 〒501-4222  
 岐阜県郡上市八幡町島谷 207 番地 1  
 TEL:0575-67-1128 FAX:0575-65-2584